

# 令和6年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

## サービス個別C

- ・ 訪問介護
- ・ 介護予防訪問サービス
- ・ 生活支援訪問サービス

・ (介護予防)訪問入浴介護

・ (介護予防)訪問看護

## **訪問介護**

**介護予防訪問サービス**

**生活支援訪問サービス**

**人員に関する基準**

### 訪問介護員等の員数

常勤換算方法で、

**2.5以上**とする

### サービス提供責任者

**常勤**の訪問介護員等のうち、  
利用者の数が**40又はその端数**を増すごと  
に**1人以上**の者を**サービス提供責任者**と  
しなければならない。

#### — 具体的取り扱い —

- ・ 常勤 **1人以上**
- ・ **管理者が兼務**することは差し支えない。
- ・ 利用者の数は、**前3月の平均値**を用いる。
- ・ 通院等乗降介助のみの利用者の当該月における利用者の数については、**0.1人**として計算する。

## サービス提供責任者

利用者の数が**40人を超える**事業所については、**常勤換算方法により**サービス提供責任者を配置できる。

### 具体的取り扱い

- ・ **常勤**の訪問介護員等が勤務すべき時間数の**2分の1以上**に達しているものであること
- ・ **常勤**のサービス提供責任者を配置していることが前提

## 必要な資格（訪問介護員等）

訪問 介護員 等	・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・ 介護職員基礎研修課程修了者 ・ 看護師、准看護師、保健師
	サービス提供 責任者

## 管理者

### R 6 年度改定

#### 基準省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（H11厚令37）第6条 より引用

専らその職務に従事する**常勤**の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の**管理上支障がない**場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 管理者

### R 6 年度改定

#### 解釈通知

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（H11老企25）第3-1-1-(3) より引用

以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

- ①当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

# 令和6年度 介護報酬改定における 改定事項

## R6改定事項

- 1. 訪問介護 基本報酬
- 2. 特定事業所加算の見直し
- 3. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 4. 高齢者虐待防止の推進
- 5. 身体的拘束等の適正化の推進
- 6. 認知症専門ケア加算の見直し
- 7. 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- 8. 口腔管理に係る連携の強化

## R 6 年度改定

### 1. 基本報酬

※以下の単位数はすべて1回あたり

		改定前	改定後
身体介護	20分未満	167単位	163単位
	20分以上30分未満	250単位	244単位
	30分以上1時間未満	396単位	387単位
	1時間以上1時間30分未満	579単位	567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位	82単位
生活援助	20分以上45分未満	183単位	179単位
	45分以上	225単位	220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位	65単位
通院等乗降介助		99単位	97単位

## R 6 年度改定

### 2. 特定事業所加算の見直し

#### 報酬区分

現行の（Ⅳ）を廃止し、  
現行の（Ⅴ）を（Ⅳ）に、（Ⅵ）を新設

#### 算定要件

現行の（6）を（1）に統合、  
（6）、（7）、（8）、（9）を新設、  
現行の（12）を削除

**R 6 年度改定**

## 2. 特定事業所加算の見直し

特定事業所加算の各算定要件については、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12.3.1労企第36号）第2の2（14）

を参照してください。

**R 6 年度改定**

## 3. BCP未策定減算

### 概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

R 6 年度改定

### 3. BCP未策定減算

#### 単位数

業務継続計画未実施減算（施設・居住系サービス）

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

#### 算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。（経過措置期間）

R 6 年度改定

### 3. BCP未策定減算

注目！

「業務継続計画の策定」は、  
運営基準<sup>※</sup>により **義務**  
となっていることを踏まえ、  
未策定の場合は速やかに作成  
すること。

※「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
(H11厚令37) 第30条の2

R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

## 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより促進する観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算**する。

R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

## 単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

**R 6 年度改定**

**4. 高齢者虐待防止措置未実施減算**

**算定要件等**

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ **委員会の定期的開催**とその結果の従業員への**周知徹底**
- ・ **指針**の整備
- ・ **研修**の定期的実施
- ・ **担当者**の設置

**R 6 年度改定**

**4. 高齢者虐待防止措置未実施減算**

**注意！**

**「虐待の防止のための措置に関する事項」**

に関する規程を

**運営規程** に定めること。

※令和6年4月1日より義務化

R 6 年度改定

## 5. 身体的拘束等の適正化推進

### 概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。

R 6 年度改定

## 5. 身体的拘束等の適正化推進

### 基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならないこと。**

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならないこと。

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 概要

認知症高齢者の重度化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、**利用者の受入れに関する要件**を見直す。

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 単位数

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日

※単位数は変更なし

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 算定要件等

#### 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 算定要件等

#### 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

**R 6 年度改定****7. 同一建物減算****概要**

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、**一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供**である場合に、報酬の適正化を行う**新たな区分**を設け、更に見直しを行う。

**R 6 年度改定****7. 同一建物減算****単位数・算定要件等**

減算の内容	算定要件
①10%減算 <b>(改定)</b>	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（②及び④に該当する場合を除く）の人数が1月あたり20人以上の場合
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する同一建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合
<b>④12%減算 (新設)</b>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

R 6 年度改定

7. 同一建物減算

## ④ 12%減算（新設） について

R 6 年度改定

7. 同一建物減算

### ④12%減算（新設）について

判定期間（令和6年度）	減算適用期間（令和6年度）
前期（4月1日から9月30日）	11月1日から3月31日
後期（10月1日から2月末日）	令和7年度の4月1日から9月30日

判定期間（令和7年度～）	減算適用期間（令和7年度～）
前期（3月1日から8月31日）	10月1日から3月31日
後期（9月1日から2月末日）	4月1日から9月30日

**R 6 年度改定**

**7. 同一建物減算**

④12%減算（新設）について

**同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う事業所は、**  
**判定期間ごとに必要書類を作成**

算定の結果 **90%以上** である場合は、  
当該書類を期限までに保険者に**提出**

**R 6 年度改定**

**7. 同一建物減算**

④12%減算（新設）について

**注意！**

90%以上でなかった場合も、  
当該書類は**各事業所で2年間**  
**保存**すること

## 関連情報

### 7. 同一建物減算（関連情報）

#### 第36条の2第2項（地域との連携等）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、

**当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。**

〔指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準〕（H11厚令37）より引用

## R6年度改定

### 8. 口腔連携に係る連携強化

#### 概要

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、**事業所と歯科専門職の連携**の下、**介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施**並びに利用者の同意の下の**歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算を設ける。

R 6 年度改定

8. 口腔連携に係る連携強化

単位数

口腔連携強化加算 50単位/回

※1月に1回に限り算定可能

R 6 年度改定

8. 口腔連携に係る連携強化

算定要件等

- ◆従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ◆事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

## 令和6年度 運営指導について

～確認しておきましょう～

### R6 運営指導について

## 業務継続計画は策定 してありますか？

※令和6年4月1日から義務化

R6 運営指導について

業務継続計画を従業員  
に周知していますか？

※令和6年4月1日から義務化

R6 運営指導について

業務継続計画についての  
研修及び訓練を実施（予定含）  
していますか？

※令和6年4月1日から義務化

R6 運営指導について

虐待の防止のための  
対策を検討する  
委員会を設置して  
いますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

虐待の防止のための  
指針を整備していま  
すか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

虐待の防止のための  
研修を実施（予定含）  
していますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

虐待の防止に関する  
措置を適切に実施す  
るための担当者を  
置いていますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めていますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置していますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

感染症の予防及びまん  
延防止のための指針を  
整備していますか？

※令和6年4月から義務化

R6 運営指導について

感染症の予防及びまん  
延防止のための研修及  
び訓練を実施（予定含）し  
ていますか？

※令和6年4月から義務化

お問合せ先

浜松市 介護保険課  
指導グループ

**053-457-2875**

**お疲れさまでした。**

受講確認票の提出を  
お願いします。

**(介護予防) 訪問入浴介護**

**令和6年度  
介護報酬改定における  
改定事項**

## R6改定事項

- 1. 訪問入浴介護 基本報酬
- 2. 看取り連携体制加算
- 3. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 4. 高齢者虐待防止の推進
- 5. 身体的拘束等の適正化の推進
- 6. 認知症専門ケア加算の見直し

## R 6 年度改定

### 1. 基本報酬

※以下の単位数はすべて1回あたり

	改定前		改定後
訪問入浴介護	1,260単位	➡	1,266単位
介護予防訪問入浴介護	852単位	➡	856単位

**R 6 年度改定**

**2. 看取り連携体制加算**

**概要**

訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。

**R 6 年度改定**

**2. 看取り連携体制加算**

**単位数**

看取り連携体制加算 64単位／回 (新設)

**※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。**

R 6 年度改定

## 2. 看取り連携体制加算

### 算定要件等

#### 施設基準 施設基準・二の二

- イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの**連携**により、利用者の状態等に応じた対応ができる**連絡体制を確保**し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、**指定訪問入浴介護を行う日時を**当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと**調整**していること。

R 6 年度改定

## 2. 看取り連携体制加算

### 算定要件等

#### 施設基準 (続き)

- 看取り期における**対応方針**を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を**説明**し、**同意**を得ていること。

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要

**R 6 年度改定**

**2. 看取り連携体制加算**

**算定要件等**

**施設基準** (続き)

八 看取りに関する職員研修を行っていること。

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要

**R 6 年度改定**

**2. 看取り連携体制加算**

**算定要件等**

**利用者基準**

- イ **医師**が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと**診断**した者であること。
  
- 看取り期における**対応方針に基づき**、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての**説明**を受け、**同意**した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

## R 6 年度改定

### 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能

その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、**算定不可**

（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が**30日以上**あった場合には、**算定できない**）

## R 6 年度改定

### 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

**死亡月にまとめて算定する。**

利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、**前月分**の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、**文書にて同意**を得ておくことが必要

**R 6 年度改定**

## 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つこと

事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を訪ねたときに、当該医療機関等が**事業所に対して本人の状態を伝える**ことについて、入院の際、本人又は家族に対して**説明**をし、**文書にて同意**を得ておくこと

**R 6 年度改定**

## 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

本人又はその家族に対する**随時の説明に係る同意**については、

**口頭**で同意を得た場合は、**介護記録**にその説明日時、内容等を**記載**するとともに、同意を得た旨を**記載**しておくこと

**R 6 年度改定**

## 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

サービス提供においては、次の事項を**介護記録等**に記録し、多職種連携のための**情報共有**を行うこと

- ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録
- イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

**R 6 年度改定**

## 2. 看取り連携体制加算

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の3（11） 抜粋

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に

本人の**意思を尊重**した医療・ケアの方針が実施できるよう

**多職種が連携**し、本人及びその家族と必要な**情報の共有等**に努めること

R 6 年度改定

### 3. BCP未策定減算

#### 概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

R 6 年度改定

### 3. BCP未策定減算

#### 単位数

業務継続計画未実施減算（施設・居住系サービス）

所定単位数の100分の3に相当する単位数を**減算**

#### 算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。（経過措置期間）

R 6 年度改定

### 3. BCP未策定減算

注目!

「業務継続計画の策定」は、  
運営基準※により **義務**  
となっていることを踏まえ、  
未策定の場合は速やかに作成  
すること。

※「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
(H11厚令37) 第54条（第30条の2 準用）

R 6 年度改定

### 4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

#### 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより  
促進する観点から、**虐待の発生又はその再  
発を防止するための措置が講じられていな  
い場合に、基本報酬を減算**する。

**R 6 年度改定**

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

**単位数**

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

**R 6 年度改定**

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

**算定要件等**

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ **委員会の定期的開催**とその結果の従業員への**周知徹底**
- ・ **指針の整備**
- ・ **研修の定期的実施**
- ・ **担当者**の設置

R 6 年度改定

4. 高齢者虐待防止措置未実施減算

注意！

### 「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

**運営規程** に定めること。

※令和6年4月1日より義務化

R 6 年度改定

5. 身体的拘束等の適正化推進

### 概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない**こととし、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。

**R 6 年度改定**

## 5. 身体的拘束等の適正化推進

### 基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならない**こと。

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならないこと。

**R 6 年度改定**

## 6. 認知症専門ケア加算

### 概要

認知症高齢者の重度化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、**利用者の受入れに関する要件**を見直す。

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 単位数

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位／日

※単位数は変更なし

R 6 年度改定

## 6. 認知症専門ケア加算

### 算定要件等

#### 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が利用者の 2 分の 1 以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 **Ⅱ** 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

**R 6 年度改定**

## 6. 認知症専門ケア加算

### 算定要件等

#### 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

**お問合せ先**

**浜松市 介護保険課**

**指導グループ**

**053-457-2875**

**お疲れさまでした。**

受講確認票の提出を  
お願いします。

**(介護予防) 訪問看護**

## 「通院が困難な利用者」について

### 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

訪問看護費は「**通院が困難な利用者**」  
に対して給付することとされている

通院の可否にかかわらず、**療養生活**を送る上での居宅での支援が**不可欠**な者  
に対して、**ケアマネジメント**の結果、  
訪問看護の提供が**必要と判断**された場合は訪問看護を算定できる

## 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士による訪問看護に  
ついては、

## 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

指定通所リハビリテーションのみ  
では家屋内におけるADLの自立が  
困難である場合であって、

## 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

ケアマネジメントの結果、  
看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、

## 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

訪問看護費を算定できるものである。

## 「通院が困難な利用者」について

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋（続き）

### 「通院が困難な利用者」の趣旨

通院により、同様のサービスが  
担保されるのであれば、  
通院サービスを優先すべき

令和6年度  
介護報酬改定における  
改定事項

## R6改定事項

- 1. 専門管理加算
- 2. 退院当日訪問の推進
- 3. ターミナルケア加算
- 4. B C P未実施減算
- 5. 高齢者虐待防止の推進
- 6. 身体的拘束等の適正化の推進
- 7. 口腔連携強化加算
- 8. 緊急時訪問看護加算
- 9. 退院時共同指導加算
- 10. 理学療法士等による訪問看護

## R 6 年度改定

### 1. 専門管理加算

#### 概要

医療ニーズの高い訪問看護利用者が増える中で、適切かつより質の高い訪問看護を提供する観点から、**専門性の高い看護師が指定（介護予防）訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する**新たな加算を設ける。

## R 6 年度改定

### 1. 専門管理加算

#### 単位数

専門管理加算 250単位/月 (新設)

## R 6 年度改定

### 1. 専門管理加算

#### 算定要件等

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る**専門の研修**を受けた看護師又は**特定行為研修**を終了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する**計画的な管理**を行った場合には、所定単位数に加算する。

## R 6 年度改定

### 1. 専門管理加算

#### 厚生労働大臣が定める基準

大臣基準告示・七の二

次のいずれかに該当するものであること。

- イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
- 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第五号に規定する指定研修期間において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。

## R 6 年度改定

### 2. 退院当日訪問の推進

#### 概要

要介護者当のより円滑な在宅移行を訪問看護サービスとして推進する観点から、看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価する新たな区分を設ける。

## R 6 年度改定

### 2. 退院当日訪問の推進

#### 単位数

初回加算（Ⅰ） 350単位／月 （新設）

初回加算（Ⅱ） 300単位／月

## R 6 年度改定

### 2. 退院当日訪問の推進

#### 算定要件等

##### 初回加算Ⅰ

**新規**に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から**退院又は退所した日**に指定訪問看護事業所の看護師が**初回**の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ただし（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。

## R 6 年度改定

### 2. 退院当日訪問の推進

#### 算定要件等

##### 初回加算Ⅱ

**新規**に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から**退院又は退所した日の翌日以降**に指定訪問看護事業所の看護師が**初回**の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ただし（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

## R 6 年度改定

### 3. ターミナルケア加算

#### 概要

介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。

#### 単位数

<改定前>

2, 000 単位 / 死亡月



<改定後>

2, 500 単位 / 死亡月

R 6 年度改定

#### 4. BCP未策定減算

### 概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

R 6 年度改定

#### 4. BCP未策定減算

### 単位数

業務継続計画未実施減算（施設・居住系サービス）

所定単位数の100分の3に相当する単位数を**減算**

### 算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。（経過措置期間）

R 6 年度改定

#### 4. BCP未策定減算

注目!

「業務継続計画の策定」は、  
運営基準<sup>※</sup>により **義務**  
となっていることを踏まえ、  
未策定の場合は速やかに作成  
をしてください。

※ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
(H11厚令37) 第74条 (第30条の2 準用)

R 6 年度改定

#### 5. 高齢者虐待防止措置未実施減算

### 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより  
促進する観点から、**虐待の発生又はその再  
発を防止するための措置が講じられていな  
い場合に、基本報酬を減算**する。

**R 6 年度改定**

**5. 高齢者虐待防止措置未実施減算**

**単位数**

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

**R 6 年度改定**

**5. 高齢者虐待防止措置未実施減算**

**算定要件等**

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ **委員会の定期的開催**とその結果の従業員への**周知徹底**
- ・ **指針の整備**
- ・ **研修の定期的実施**
- ・ **担当者**の設置

R 6 年度改定

5. 高齢者虐待防止措置未実施減算

注目！

「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

**運営規程** に定めること。

※令和6年4月1日より義務化

R 6 年度改定

6. 身体的拘束等の適正化推進

### 概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない**こととし、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。

R 6 年度改定

## 6. 身体的拘束等の適正化推進

### 基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならない**こと。

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならないこと。

R 6 年度改定

## 7. 口腔連携に係る連携強化

### 概要

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、**事業所と歯科専門職の連携**の下、**介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施**並びに利用者の同意の下の**歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算を設ける。

R 6 年度改定

## 7. 口腔連携に係る連携強化

### 単位数

口腔連携強化加算 50単位/回

※1月に1回に限り算定可能

R 6 年度改定

## 7. 口腔連携に係る連携強化

### 算定要件等

- ◆従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ◆事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 概要

訪問看護等における24時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな加算を設ける。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 単位数

#### 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（新設）

指定訪問看護ステーションの場合	600単位／月
病院又は診療所の場合	325単位／月

#### 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）

指定訪問看護ステーションの場合	574単位／月
病院又は診療所の場合	315単位／月

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等

#### 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（新設）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に**常時対応できる体制**にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の**負担の軽減**に資する十分な業務管理等の**体制の整備**が行われていること。

#### 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（1）に該当するものであること。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 概要

訪問看護等における24時間対応について、看護師等に速やかに連絡できる体制等、**サービス提供体制が確保**されている場合は**看護師等以外の職員**も利用者又は家族等からの**電話連絡を受けられる**よう、見直しを行う。

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等

次のいずれにも該当し、24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当該訪問看護事業所の保健師又は看護師以外の職員（以下「看護師等以外の職員」とする。）でも差し支えない。

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等（続き）

ア 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

「マニュアル」には、相談内容に応じた電話対応の方法及び流れ、利用者の体調や看護・ケアの方法など看護に関する意見を求められた場合の保健師又は看護師への連絡方法、連絡相談に関する記録方法、保健師又は看護師及び看護師等以外の職員の情報共有方法等を定めること。

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等 (続き)

イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等 (続き)

ウ 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。

留意事項通知 (老企36 第2の4 (18)) 抜粋

保健師又は看護師以外の職員の勤務日及び勤務時間を勤務時間割表として示し、保健師又は看護師に明示すること。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等 (続き)

工 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等 (続き)

オ アからエまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。

留意事項通知 (老企36 第2の4 (18)) 抜粋

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に**常時対応できる体制**にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を**説明**し、その**同意を得た場合**に加算する。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

### 算定要件等 (続き)

力 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員について**届け出ること**。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の際に【別紙16】を添付することにより、届け出ること。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

**重要①**

留意事項通知 (老企36 第2の4 (18) 抜粋

当該月の**第1回目**の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に当該緊急時訪問の**所要時間**に応じた所定単位数※を加算する。

※准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

**重要②**

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

緊急時訪問を行った場合は、**居宅サービス計画の変更**を要する。

**R 6 年度改定**

## 8. 緊急時訪問看護加算

**重要③**

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

当該緊急時訪問を行った場合には、**早朝・夜間、深夜加算は算定できないが**、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、**早朝・夜間、深夜加算を算定**する。

R 6 年度改定

## 8. 緊急時訪問看護加算

重要④

留意事項通知（老企36 第2の4（18） 抜粋

緊急時訪問看護加算は、**1人の利用者**に対し、**1か所の事業所**に限り算定できる。

R 6 年度改定

## 9. 退院時共同指導加算

### 概要

退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。

## R 6 年度改定

### 9. 退院時共同指導加算

#### 算定要件等

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を**文書により**提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。  
ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

## R 6 年度改定

### 9. 退院時共同指導加算

#### Q&A

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）問48  
介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）

**Q:**退院時共同指導の内容を文書以外の方法で提供する場合、指導の内容を**電話**に伝達してもよいのか。

**A:**元来、退院時共同指導の内容を文書により提供していたことを鑑みれば、電話による伝達ではなく、履歴が残る**電子メール等の電磁的方法**により指導内容を提供することが想定される。

## R 6 年度改定

### 9. 退院時共同指導加算

#### Q&A

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) 問50  
介護保険最新情報Vol.1225 (令和6年3月15日)

**Q:**退院時共同指導の内容を電子メールで送信できたことが確認できれば退院時共同指導加算の算定は可能か。

**A:不可。**電子メールで送信した後に利用者またはその家族が**受け取ったことを確認**するとともに、確認したことについて訪問看護記録書に**記録**しておく必要がある。

## R 6 年度改定

### 10. 理学療法士等による訪問看護

#### 概要

理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、**訪問看護に求められる役割**に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における**基本報酬及び12月を超えた場合の減算**について見直しを行う。

## R 6 年度改定

### 10. 理学療法士等による訪問看護

#### 算定要件等

次に掲げる基準の**いずれかに該当**すること（新設）

イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、**看護職員による訪問回数を超えている**こと。

ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を**いずれも算定していない**こと。

## R 6 年度改定

### 10. 理学療法士等による訪問看護

#### 算定要件等（全体イメージ）

##### 訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問回数	看護職員≥リ八職	—	8単位減算（新設）
	看護職員<リ八職	8単位減算（新設）	8単位減算（新設）

R 6 年度改定

## 10. 理学療法士等による訪問看護

### 算定要件等（全体イメージ）

#### 介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問回数	看護職員≥リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算	8単位減算（新設）※
	看護職員<リハ職	8単位減算（新設）※	8単位減算（新設）※

※ 12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算（新設）

R 6 年度改定

## 10. 理学療法士等による訪問看護

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4）） 抜粋

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が**看護業務の一環**としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、**看護職員の代わりに**訪問させるという位置づけのものである。

R 6 年度改定

## 10. 理学療法士等による訪問看護

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、

R 6 年度改定

## 10. 理学療法士等による訪問看護

重要！

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、

**R 6 年度改定**

## 10. 理学療法士等による訪問看護

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、**看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成**すること。

**R 6 年度改定**

## 10. 理学療法士等による訪問看護

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

また、主治医に提出する訪問看護計画書は**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に記載**するものとし、

**R 6 年度改定**

## 10. 理学療法士等による訪問看護

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

訪問看護報告書には**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士**が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。

**R 6 年度改定**

## 10. 理学療法士等による訪問看護

**重要！**

留意事項通知（老企36 第2の4（4） 抜粋（続き）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、**定期的な看護職員による訪問**により利用者の状態の適切な評価を行うこと。

お問合せ先

浜松市 介護保険課  
指導グループ

**053-457-2875**

お疲れさまでした。

受講確認票の提出を  
お願いします。